

調査の概要

1 調査の目的

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査）である。調査の実施に関しては、統計法に基づいて科学技術研究調査規則（昭和56年総理府令第33号）を制定している。

3 調査の沿革

この調査は、研究機関基本統計調査（指定統計第61号）として1953年（昭和28年）8月に発足した。1960年（昭和35年）3月、調査対象範囲の拡充及び調査単位を変更するとともに、調査名を現在の「科学技術研究調査」に改称した。

その後の改定は以下のとおりである。

(1) 1960年（昭和35年）調査：

- ア 営利法人について、従来の研究機関単位の調査を企業単位に変更し、「特定産業を除く資本金100万円以上の会社」を対象とした。
- イ 調査項目に「専門別研究者数」を追加した。
- ウ 調査項目に「外部へ支出した研究費及び支出先」を追加した。
- エ 調査項目から「主な研究分野」及び「研究従事者の給与」を削除した。

(2) 1965年（昭和40年）調査：会社等及び研究機関の調査項目に「性格別研究費」を追加した。

(3) 1970年（昭和45年）調査：会社等の調査項目に「製品分野別研究費」及び「特定目的別研究費」を追加した。

(4) 1971年（昭和46年）調査：会社等の調査項目に「営業利益高」を、研究機関の調査項目に「特定目的別研究費」を追加した。

(5) 1972年（昭和47年）調査：会社等の調査項目に「技術交流」を追加した。

(6) 1973年（昭和48年）調査：会社等の調査項目に「技術交流の国別」を追加した。

(7) 1974年（昭和49年）調査：

- ア 研究関係従事者及び専門別研究本務者の内訳として、「女性」の区分を追加した。
- イ 大学等の調査項目に「性格別研究費」及び「特定目的別研究費」を追加した。

(8) 1976年（昭和51年）調査：会社等の「特定産業を除く資本金300万円未満の会社」を対象外とした。

(9) 1977年（昭和52年）調査：本調査と併せて「エネルギー研究調査」（承認統計）を実施した。
これに伴い、調査項目から特定目的別研究費の「原子力開発」を削除した。

(10) 1978年（昭和53年）調査：外部から受け入れた研究費及び外部へ支出した研究費の調査項目に「特殊法人」を追加した。

(11) 1980年（昭和55年）調査：会社等の「特定産業を除く資本金500万円未満の会社」を対象外とした。

(12) 1982年（昭和57年）調査：本調査と併せて「ライフサイエンス研究調査」（承認統計）を実施した。

(13) 1995年（平成7年）調査：会社等の「特定産業を除く資本金1000万円未満の会社」を対象外とした。

(14) 1996年（平成8年）調査：本調査と併せて実施した「エネルギー研究調査」及び「ライフサイエンス研究調査」の調査対象数を削減した。

(15) 1997年（平成9年）調査：会社等の調査対象に、「ソフトウェア業」を追加した。

(16) 1999年（平成11年）調査：本調査と併せて実施してきた「エネルギー研究調査」及び「ライフサイエンス研究調査」を廃止した。

これに伴い、特定目的別研究費の調査項目に「ライフサイエンス」及び「エネルギー」を追加し、エネルギーの内訳として「原子力」を追加した。

(17) 2002年（平成14年）調査：

ア 調査対象区分のうち「会社等」及び「研究機関」を、「企業等」及び「非営利団体・公的機関」に変更した。

イ 会社等の調査対象に、「卸売業」、「銀行・信託業」、「貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」、「補助的金融業、附帯業」、「証券業、商品先物取引業」、「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」、「情報処理・提供サービス業」、「専門サービス業（他に分類されないもの）」、「その他の事業サービス業」及び「学術研究機関」を追加した。

ウ 調査期日を4月1日から「3月31日」に変更した。

エ 調査項目に、「博士号取得者数」、「研究者の採用・転入、転出数」、内部使用研究費における「リース料」、研究関係従業者における「実際に研究関係業務に従事した割合である分した値」及び国際技術交流の有無における「親子会社」を追加した。

また、特定目的別研究費の調査項目を、科学技術基本計画の重点分野に準拠した「特定目的別分野」に変更した。

(18) 2003年（平成15年）調査：科学技術研究調査産業分類を、日本標準産業分類の改定（平成14年3月）を踏まえた分類に変更した。

(19) 2008年（平成20年）調査：科学技術研究調査産業分類を、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）を踏まえた分類に変更した（企業等の標本抽出に用いている産業については、日本標準産業分類（平成14年3月改定）を用いている。）。

※ 2009年（平成21年）調査からは、企業等の標本抽出に用いている産業についても、日本標準産業分類（平成19年11月改定）を用いている。

(20) 2012年（平成24年）調査：

ア 第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）を踏まえ、特定目的別研究費に政府が最優先で取り組むべき3分野（「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」）を追加した。

イ 調査票乙の対象範囲を整理し、従来調査票甲の対象としていた一部の特殊法人・独立行政法人を調査票乙の対象に変更した（これに伴い、「企業等」を「企業」に変更した。）。

ウ 研究者の専門別内訳に「心理学」及び「情報科学」の区分を追加した。

(21) 2014年（平成26年）調査：

ア 企業の調査項目から「営業利益高」を削除した。

- イ 採用・転入研究者数及び転出研究者数の内訳として、「女性」の区分を追加した。
 - ウ 内部（社内）で使用した研究費の内訳として、「無形固定資産の購入費」の区分を追加した。
- (22) 2017年（平成29年）調査：
- ア 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）を踏まえ、非営利団体・公的機関及び大学等の研究関係従業者の区分に「任期無し研究者」を追加した。また、新規採用者数の内訳として「自然科学部門」、「理学」、「工学」、「農学」及び「保健」、また「保健」の内訳として「医学」、「歯学」及び「薬学」を追加した。
 - イ 企業及び非営利団体・公的機関の新規採用者及び転入研究者の区分に「博士号取得者」を追加した。
 - ウ 特定目的別研究費の「特定3分野」（「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」）を削除した。
 - エ 企業の社外受入研究費及び社外支出研究費の区分の「会社」に内訳として「親子会社」の区分を追加した。
 - オ 結果表章について、「総数、うち女性」の区分を「総数、男性、女性」に変更した。
- (23) 2020年（令和2年）調査：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）を踏まえ、調査事項に「法人番号」を追加した。
- (24) 2022年（令和4年）調査：
- ア 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）を踏まえ、「調査日」を毎年6月1日現在に変更。また、「企業の現況」を「事業の種類」に変更
 - イ 大学等出資会社を調査対象に追加
 - ウ 各調査票の項目について、以下のとおり追加・分割
 - ・「研究関係従業者数」の内訳として「うち労働者派遣法に基づく派遣労働者」を追加
 - ・大学院博士課程の在籍者及びその他の研究員について、雇用関係を有する者の数を把握
 - ・調査対象区分の「土地・建物など」を「土地」及び「建物など」に変更
 - ・調査対象区分の「数学・物理」を「数学」及び「物理」に変更
 - ・特定目的別研究費に「AI分野」、「バイオテクノロジー分野」及び「量子技術分野」の3分野を追加。また、既存の8分野を含め、「他分野との重複」欄を追加
 - ・外部（社外）から受け入れた研究費及び外部（社外）へ支出した研究費の海外区分の項目に「政府機関」及び「民間非営利団体」を追加
 - ・2021年（令和3年）調査までは「人件費」に含めていた「派遣労働者に関する費用」を「その他の経費」の内数として把握
 - ・科研費等公的資金に関する取扱いの変更

4 調査の期日

資本金は6月1日現在、従業者数は3月31日現在、また売上高、研究費などの財務事項は3月31日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績である。

5 調査の対象及び単位

調査の対象は、「企業」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」である。

調査単位は以下のとおりである。

企業：法人

非営利団体・公的機関：法人及び研究機関

大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

6 調査事項

「企業」、「非営利団体・公的機関」及び「大学等」の別に、それぞれ「調査票甲」、「調査票乙」及び「調査票丙」を用い、以下の事項について調査した。

なお、企業のうち資本金1億円以上の会社を「調査票甲（企業A）」、資本金1億円未満の会社を「調査票甲（企業B）」で調査した。

(1) 調査票甲（企業A）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 法人番号
- 4 事業の種類
- 5 従業者総数
- 6 資本金
- 7 総売上高
- 8 国際技術交流の有無
- 9 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 10 研究実施の有無
- 11 研究関係従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究者のうち博士号取得者の別）
- 12 採用・転入（新規採用者、転入者の別）・転出研究者数
- 13 研究者の専門別内訳（21区分）
- 14 社内で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、無形固定資産の購入費、リース料、その他の経費、有形固定資産の減価償却費の別）
- 15 性格別研究費（基礎、応用、開発の別）
- 16 製品・サービス分野別研究費（31区分）
- 17 特定目的別研究費（ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野、AI分野、バイオテクノロジー分野、量子技術分野）
- 18 社外から受け入れた研究費（公的機関、会社、私立大学、非営利団体、海外の別）
- 19 社外へ支出した研究費（公的機関、会社、私立大学、非営利団体、海外の別）

(2) 調査票甲（企業B）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 法人番号
- 4 事業の種類

- 5 従業者総数
- 6 資本金
- 7 総売上高
- 8 国際技術交流の有無
- 9 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額
- 10 研究実施の有無
- 11 研究関係従業者数（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 12 採用・転入（新規採用者、転入者の別）・転出研究者数
- 13 研究者の専門別内訳（21区分）
- 14 社内で使用した研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 15 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 16 社外から受け入れた研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 17 社外へ支出した研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）

(3) 調査票乙（非営利団体・公的機関）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 法人番号
- 4 研究実施の有無
- 5 従業者総数
- 6 支出総額
- 7 主な事業及び研究の内容
- 8 支所・分場の名称及び所在地
- 9 研究内容の学問別区分（11区分）
- 10 研究関係従業者数（研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、研究者のうち博士号取得者、任期無し研究者の別）
- 11 採用・転入・転出研究者数（新規採用者、転入研究者、転出研究者、新規採用者のうち博士号取得者の別、転入研究者のうち博士号取得者の別）
- 12 研究者の専門別内訳（27区分）
- 13 内部で使用した研究費（人件費、原材料費、有形固定資産の購入費、無形固定資産の購入費、リース料、その他の経費の別）
- 14 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 15 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 16 外部から受け入れた研究費（公的機関、会社、私立大学、非営利団体、海外、会社から受け入れた研究費の名目の別）
- 17 外部へ支出した研究費（公的機関、会社、私立大学、非営利団体、海外の別）

(4) 調査票丙（大学等）

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 法人番号
- 4 大学等の種類（大学の学部、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関、

その他の別)

- 5 分校・分場の名称及び所在地
- 6 研究内容の学問別区分（12区分）
- 7 従業者数（研究者（「調査票甲」及び「調査票乙」の研究者を、本務者（教員、大学院博士課程の在籍者、医局員、その他の研究員）及び兼務者に分けた。）、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者、本務者のうち博士号取得者、任期無し研究者、大学院博士課程の在籍者のうち雇用関係を有する者、その他の研究員のうち雇用関係を有する者、研究以外の業務に従事する従業者の別）
- 8 採用・転入（新規採用者、転入者の別）・転出研究者数
- 9 研究本務者の専門別内訳（44区分）
- 10 支出総額
- 11 内部で使用した研究費（区分は「調査票乙」と同じ。）
- 12 性格別研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 13 特定目的別研究費（区分は「調査票甲（企業A）」と同じ。）
- 14 外部から受け入れた研究費（区分は「調査票乙」と同じ。）
- 15 外部へ支出した研究費（区分は「調査票乙」と同じ。）

7 調査の方法

総務省統計局が調査対象に調査票を郵送（5月中旬）し、インターネット又は郵送により回答を得る方法で実施した。

8 抽出方法

調査対象のうち、企業は、事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿に基づき、研究活動の有無（2区分）、資本金階級（4区分）及び産業（40区分）の各層から所要の企業数を抽出した。非営利団体・公的機関は、各府省庁及び地方公共団体に依頼して作成した資料に基づき対象とした。大学等は、文部科学省公表の資料に基づき国内全ての大学等を対象とした。

9 調査の対象数と回答率

2025年（令和7年）調査では、企業約13,400、非営利団体・公的機関約1,100及び大学等約4,100の合計約18,600客体を調査対象とし、そのうち90%（企業は86%、非営利団体・公的機関は99%、大学等は99%）から回答を得た。

10 結果の推計方法

企業については、資本金階級、産業分類、前年の研究実績を層として、事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿の企業数をベンチマークとして推定した。

11 集計及び結果の公表

2025年（令和7年）科学技術研究調査の調査票は、独立行政法人統計センターにおいて集計され、集計された結果は、総務省統計局が取りまとめ、2025年（令和7年）12月12日に公表した。